

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 2019年8月23日

東京都作業部会確認年月日 2019年8月28日

事業名 倉庫等

案件名 大会運営用倉庫の賃借について（その2）

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること		本委託の東京都負担については、大会経費のうち、パラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ2:1:1の割合で負担するという平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであることが確認できた。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、大会運営の一環として行う事業であり、組織委員会が全体最適性を担保すべき観点から一元的に実施した方が効率的かつ効果的である。	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業は、競技運営、大会運営に関する物品の受取、検品、保管、会場への配送等を行う大会運営用倉庫の賃借に関するものであり、大会準備及び運営の観点から必須の事業である。	
	効率性	本事業においては、各FA等と協議し倉庫需要を把握している。また賃借契約における坪単価は、不動産仲介会社により、物件所有者と適切に交渉されており、不必要な費用の発生を最小限化し、効率性について配慮していると判断した。	
	納得性	本事業における賃借面積は、需要調査における推計を踏まえている。また賃借単価は、近隣の類似物件と同等の価格帯で適正なものである。さらに、変動するピーク需要については、所有地の活用等を別途検討しており、納得性があると判断した。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業にかかる費用は、大会、会場・競技運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であると確認した。また、発注予定額はロジスティクスのV3予算内であることを確認した。	

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するかどうかについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。